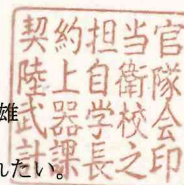


公 告

契約担当官
陸上自衛隊武器学校
会計課長 鳥倉 文雄



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4KU91FR00340		4KU21A60004 0001				4	
品名 または 件名							
土浦宿舍及び阿見宿舍網戸交換役務							
部品番号 または 規格							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
武校			土浦宿舍、阿見宿舍				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
土浦宿舍、阿見宿舍			令和6年10月31日（木）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

武器学校総務部会計課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年8月20日（火）14時00分 武器学校 入札室（本部庁舎1F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない理由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - 資本関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12条）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、（イ）について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 人的関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については更正会社又は再生手続中の会社である場合

は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号においても同じ。）が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 防衛省として、原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。（但し、市場価格方式による場合は除く。）

8 入札の方法

(1) 競争は消費税抜きの価格相当額で行うので、入札書には見積もりした金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

(2) 郵便入札は「可」とする。

作成した入札書を小封筒に入れ、小封筒表に会社名、入札日、件名及び「入札書在中」と朱書きにより明記して封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、件名を記載し、郵便書留等にて入札日の前日15時00分までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。

(3) 1回目の入札において郵便入札があり、落札しない場合の再度入札は、官側が指定する日時において実施するものとする。

9 落札決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(2) 契約金額は落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

10 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

11 入札の無効

(1) 第2項の参加資格のない者のした入札又は、入札条件に違反した入札

(2) 「入札及び契約心得」第3章第6項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、又は誓約に反する事態が生じた場合

(3) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札

(4) 代理人で入札する場合、委任状が未提出の入札

12 契約書等の作成

(1) 落札業者は落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書に示す契約書等を作成するものとする。

(2) 本契約については、駐屯地用標準契約書役務請負契約条項を適用する。

(3) 特約条項は、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

13 その他

(1) 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。

(2) 入札前に必ず令和4・5・6年度「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）」を提出又は、FAXにて送付するものとする。

(3) 入札において代理人が入札する場合は、委任状を提出するものとする。

(4) 新型コロナウイルス感染対策には十分配慮しているが、対策に万全を期するため郵便入札のさらなる推進及び入札室への入室開始を入札の10分前からとする。なお入札当日、風邪等症状のある方の入札への参加をご遠慮いただく場合があるので、承知されたい。

(5) 市場価格調査の提出期限 令和6年8月19日（月）10時00分

14 問い合わせ先

入札に関する事項

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1

陸上自衛隊 武器学校 総務部 会計課 契約（担当：鳥 倉 内線270）

電話 : 029-887-1171

FAX : 029-887-1332

e-mail : fin-admin-ordsh@inet.gsdf.mod.go.jp

（共用メールのためお急ぎの際は、電話連絡してください。）

仕様書に関する問い合わせ

陸上自衛隊 武器学校 総務部 厚生課 厚生班（担当：槇 田 内線566）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
土浦宿舍及び阿見宿舍網戸交換役務	4	
	作 成	令和6年7月3日
	変 更	
	作成部隊等名	陸上自衛隊武器学校総務部厚生課

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、土浦駐屯地において実施する土浦宿舍及び阿見宿舍網戸交換役務（以下「本役務」という）について規定する。

1.2 用語および定義

この仕様書で用いる用語及び定義は次による。

- a) 国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編）を準用する。
- b) 国土交通省公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）を準用する。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する国土交通省公共建築工事標準仕様書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

本役務は発注者が管理する土浦駐屯地土浦宿舍及び阿見宿舍の網戸を交換するものである。

2.2 役務実施場所

- a) 住所：茨城県土浦市桜ヶ丘22-8 土浦宿舍
茨城県稲敷郡阿見町阿見2256-2 阿見宿舍
- b) 網戸交換：土浦宿舍1号棟 24戸、2号棟 12戸 計 36戸
阿見宿舍1号棟 24戸、2号棟 30戸、3号棟 15戸 計 69戸

2.3 役務実施日等

- a) 平日の08:15～17:00で実施するものとする。
- b) 本役務には、役務期間中の土曜日、日曜日、祝日を作業不能日として見込んでいるが、相当の理由がある際は監督官と協議するものとする。
- c) 作業時間の終了時間は午後5時迄を見込んでいるが、相当の理由がある際は監督官と協議するものとする。

2.4 仮設等

- a) 材料搬入及び発生材搬出に伴う仮設等は受注者の責任において定め、監督官の承諾を受けるものと

する。

b) 役務に使用する水・電気等は、全て受注者の負担とする。

2.5 仕様及び数量

網戸の仕様及び数量は下表のとおり。

a) 網戸の寸法等は下表による。また、その他の材質等は国土交通省大臣官房長官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」平成31年版（以下、標準仕様書という。）16章第2節アルミニウム製建具による。

表1 土浦宿舍1号棟網戸寸法材質表

連番	品名	寸法	枠材質	防虫網		数量
				材質	形状等	
1	網戸	W787×h1,855 中棧有り、戸車有り	JIS H 4100 アルミ製	SUS316 又は SUS304	20メッシュ 0.2mm以上	24枚
2	網戸	W780×h1,355 中棧有り、戸車有り	JIS H 4100 アルミ製	SUS316 又は SUS304	20メッシュ 0.2mm以上	72枚

表2 土浦宿舍2号棟網戸寸法材質表

連番	品名	寸法	枠材質	防虫網		数量
				材質	形状等	
1	網戸	W787×h1,855 中棧有り、戸車有り	JIS H 4100 アルミ製	SUS316 又は SUS304	20メッシュ 0.2mm以上	12枚
2	網戸	W780×h1,355 中棧有り、戸車有り	JIS H 4100 アルミ製	SUS316 又は SUS304	20メッシュ 0.2mm以上	36枚

表3 阿見宿舍1号棟網戸寸法材質表

連番	品名	寸法	枠材質	防虫網		数量
				材質	形状等	
1	網戸	W480×h950 中棧あり、戸車あり	JIS H 4100 アルミ製	SUS316 又は SUS304	20メッシュ 0.2mm以上	24枚
2	網戸	W780×h1,355 中棧あり、戸車あり	JIS H 4100 アルミ製	SUS316 又は SUS304	20メッシュ 0.2mm以上	24枚
3	網戸	W787×h1,855 中棧あり、戸車あり	JIS H 4100 アルミ製	SUS316 又は SUS304	20メッシュ 0.2mm以上	24枚

表4 阿見宿舎2号棟網戸寸法材質表

連番	品名	寸法	枠材質	防虫網		数量
				材質	形状等	
1	網戸	W780×h1,355 中棧あり、戸車あり	JIS H 4100 アルミ製	SUS316 又は SUS304	20メッシュ 0.2mm以上	30枚
2	網戸	W787×h1,855 中棧あり、戸車あり	JIS H 4100 アルミ製	SUS316 又は SUS304	20メッシュ 0.2mm以上	90枚
3	網戸	W450×h640 中棧なし、戸車なし	JIS H 4100 アルミ製	SUS316 又は SUS304	20メッシュ 0.2mm以上	30枚
4	網戸	W440×h630 中棧なし、戸車なし	JIS H 4100 アルミ製	SUS316 又は SUS304	20メッシュ 0.2mm以上	30枚

表5 阿見宿舎3号棟網戸寸法材質表

連番	品名	寸法	枠材質	防虫網		数量
				材質	形状等	
1	網戸	W480×h950 中棧あり、戸車あり	JIS H 4100 アルミ製	SUS316 又は SUS304	20メッシュ 0.2mm以上	15枚
2	網戸	W780×h1,355 中棧あり、戸車あり	JIS H 4100 アルミ製	SUS316 又は SUS304	20メッシュ 0.2mm以上	30枚
3	網戸	W787×h1,855 中棧あり、戸車あり	JIS H 4100 アルミ製	SUS316 又は SUS304	20メッシュ 0.2mm以上	30枚
4	網戸	W450×h640 中棧なし、戸車なし	JIS H 4100 アルミ製	SUS316 又は SUS304	20メッシュ 0.2mm以上	15枚
5	網戸	W440×h630 中棧なし、戸車なし	JIS H 4100 アルミ製	SUS316 又は SUS304	20メッシュ 0.2mm以上	15枚
6	網戸	W432×h634 中棧なし、戸車なし	JIS H 4100 アルミ製	SUS316 又は SUS304	20メッシュ 0.2mm以上	15枚

- b) 枠は、標準仕様書16.2.3(1)(ア)による。
- c) 中棧を取付ける。
- d) アルミニウムに接する小ねじ等の材質はステンレスとする。
- e) 戸車は持ち出し型とする。また、網戸枠の誤差に対応できるように取付ける。
- f) 既設サッシと網戸に隙間ができないよう処置を行う。

2.7 発生材等処理要領

撤去した発生材等は受注者の責任において各種関係法令を遵守し適切に処分するものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領による。

3.2 特記事項

- a) 請負業者は契約後、事前に現地の採寸を行い、発注者へ承認図を提出し、発注者の承認を得た後、網戸の制作を行う。
- b) 採寸の結果、施工不良が発生しないよう、必要な場合は、発注者と協議の上、寸法等の微調整を行う。
- c) 微調整による契約の増減は行わない。
- d) 寸法等が大きく異なる場合は、作り直しを行う。
- e) 本仕様書に記載なき事項は、発注者との協議による。

4 その他の指示

4.1 役務写真

役務の施工前、施工後及び工程毎に撮影し、A4版に整理し発注者に提出するものとする。

4.2 役務工程表

役務に先立ち、役務工程表を作成し発注者に提出するものとする。

4.3 完了届

役務完了後、速やかに完了届を作成し発注者に提出するものとする。

4.4 秘密保全及び安全管理

4.4.1 写真

デジタルカメラを使用する場合は役務終了後保存データを削除するものとし、フィルムカメラを使用する場合はフィルムを発注者へ提出するものとする。

4.4.2 図面

受注者は、発注者から貸与された図面等を当該関係者以外に貸出、複写、閲覧させてはならない。

4.4.3 安全管理

- a) 本役務の安全管理は遺漏なく行い事故防止に留意するとともに、事故等の発生においては受注者の責任において処置し、速やかに発注者に報告するものとする。
- b) 役務実施中に、既設物等の不備、又は機能に不良箇所を発見した場合は、直ちに発注者に報告しその処置について指示を受けなければならない。
- c) 受注者は、常に役務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

4.5 疑義

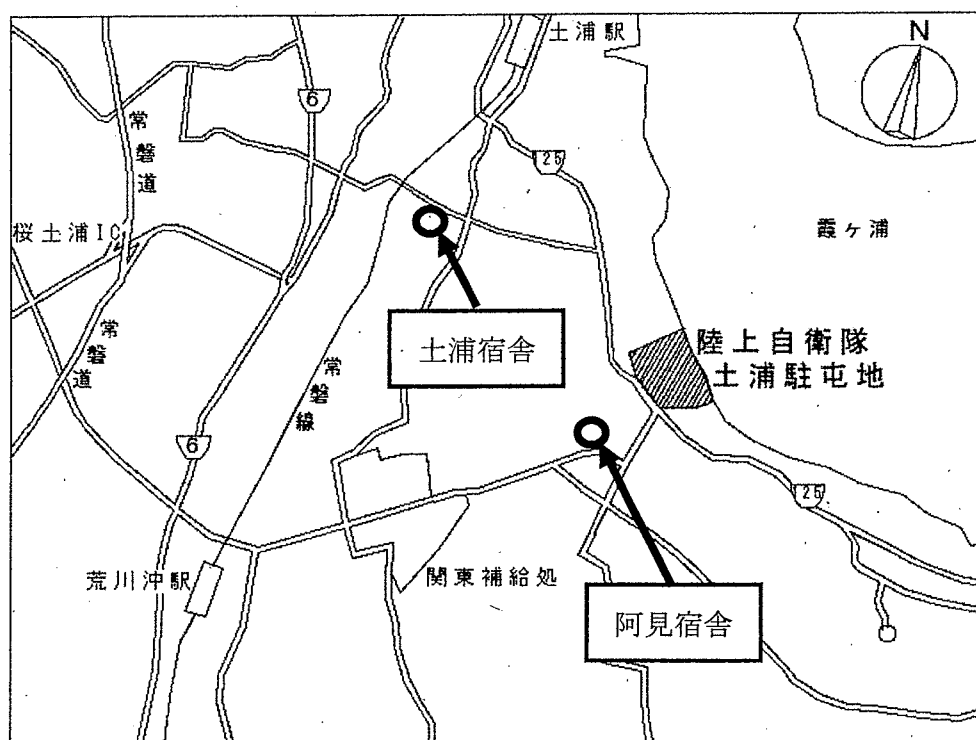
本役務に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。ただし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとし請負金額及び工期については変更しない。

4.6 保証

- a) 役務実施中、既設物等に損害を与えた場合は発注者に報告するとともに、受注者の責任において原状回復させるものとする。
- b) 役務完了後、既設物件が機能不良となりその原因が受注者の責に帰すべき理由のものはその責任において原状回復させるものとする。

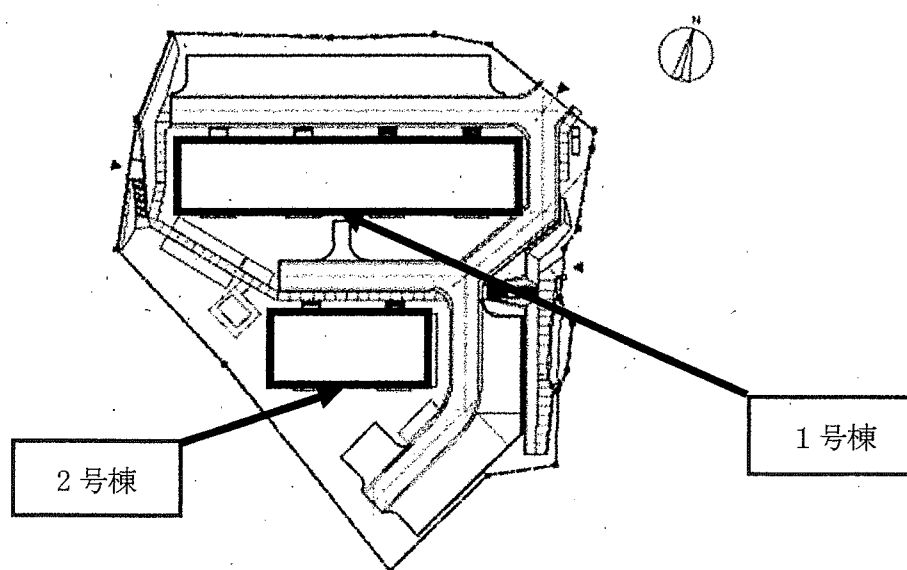
5 案内図、配置図等

5.1 案内図

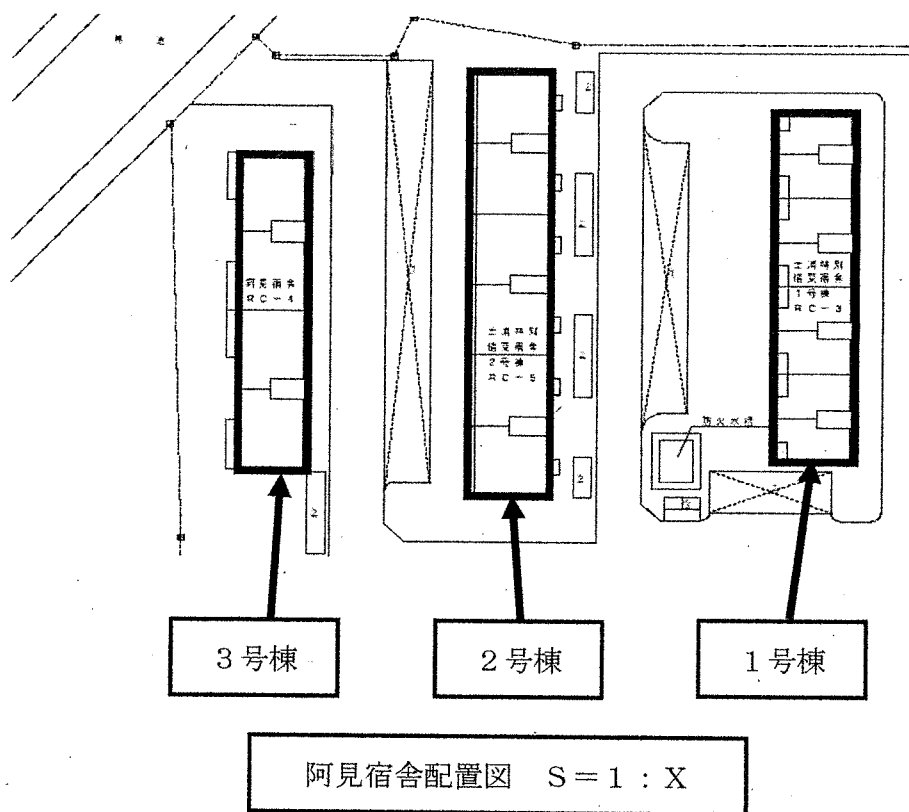


土浦宿舎・阿見宿舎案内図 S = 1 : X

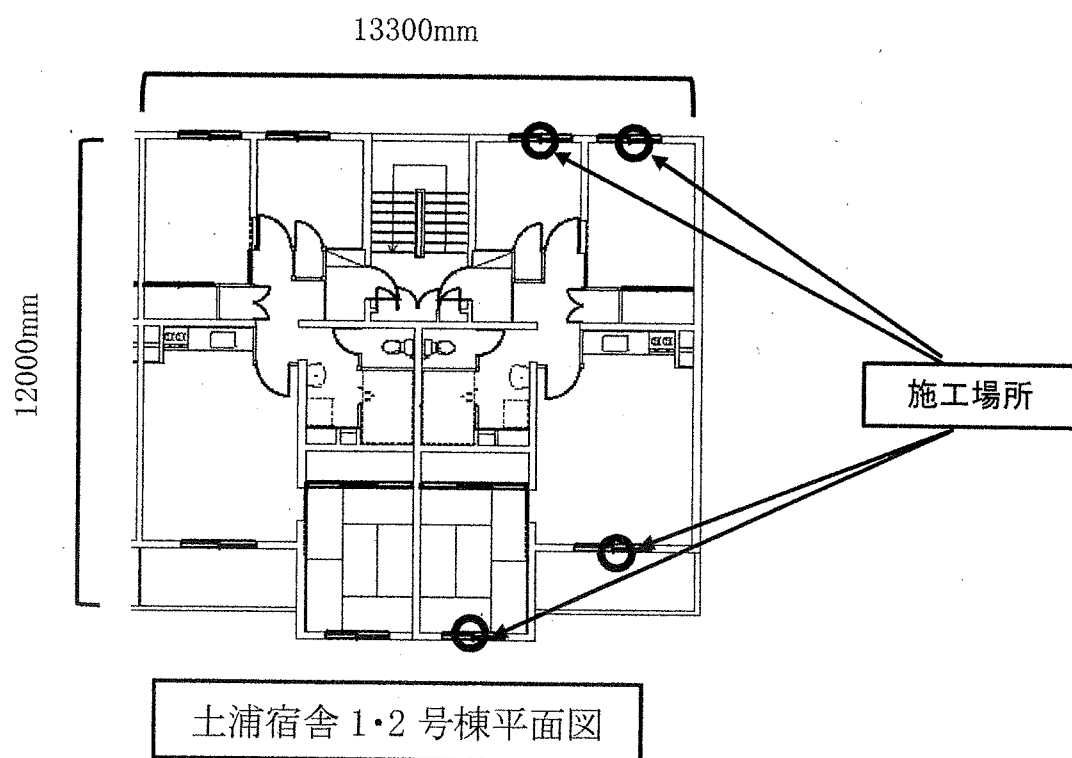
5.2 配置図

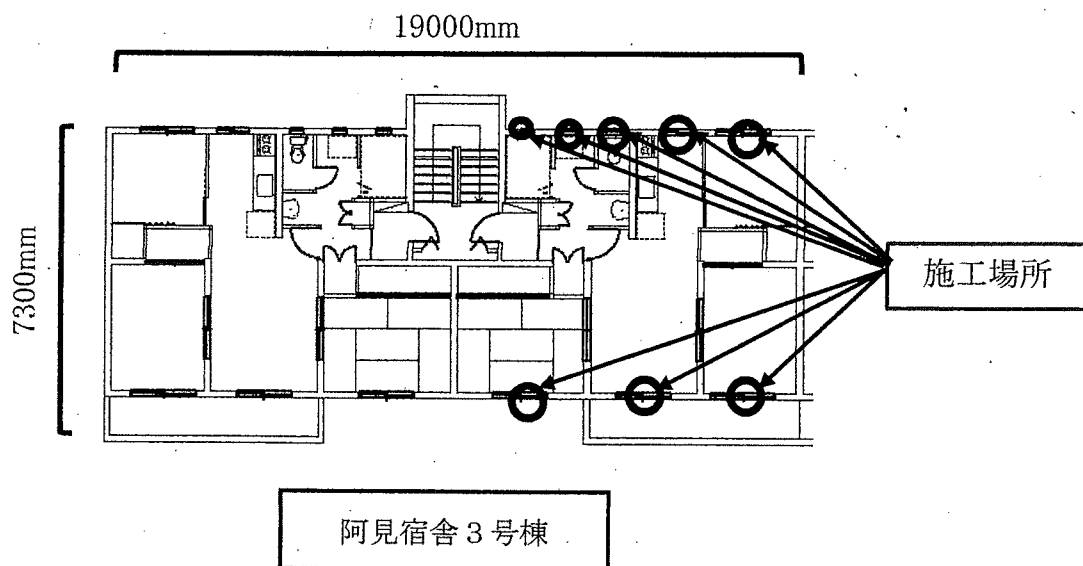
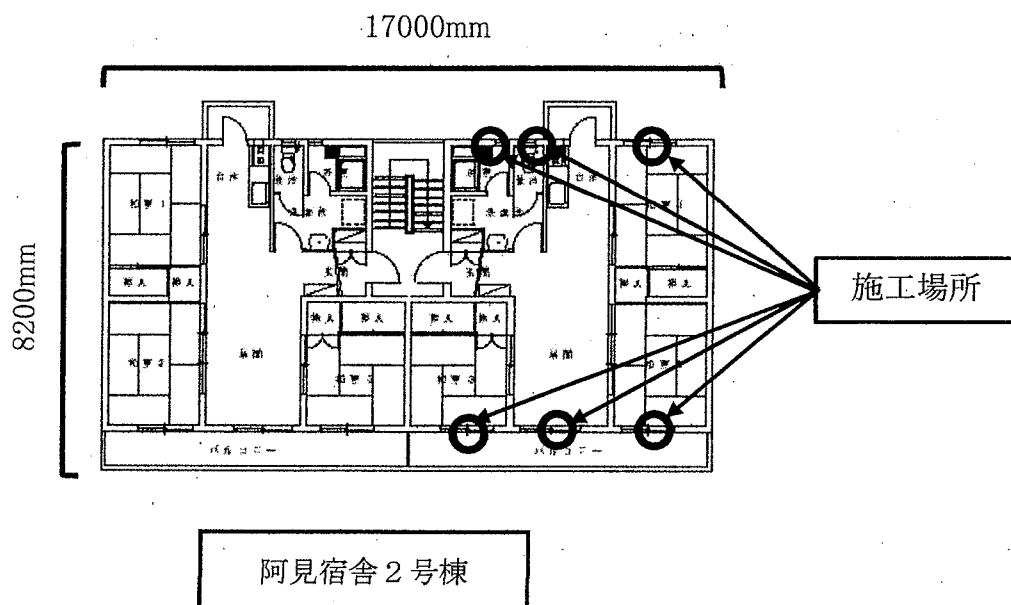
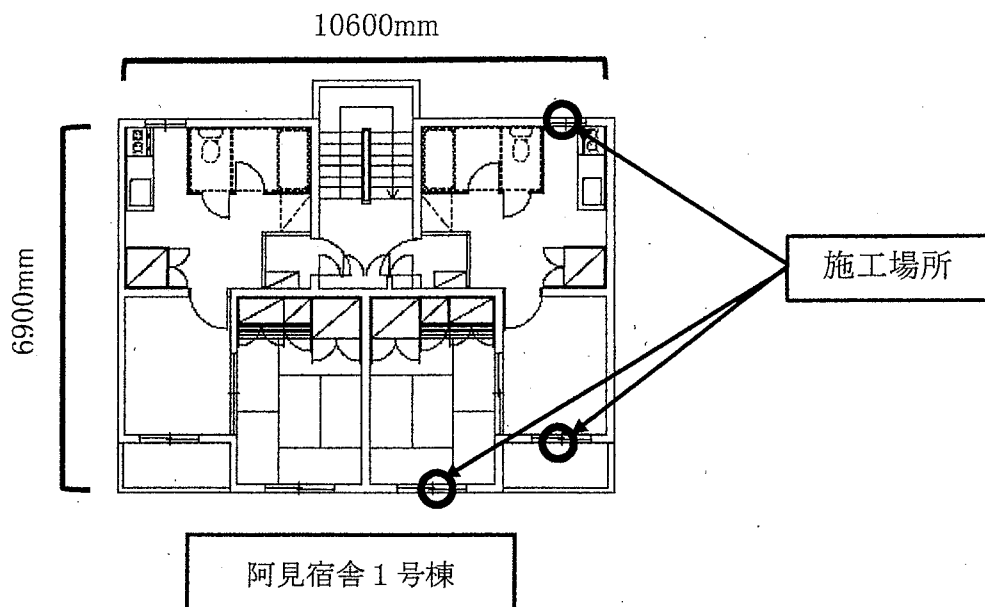


土浦宿舎配置図 S = 1 : X



5.3 平面図





5.4 交換対象箇所

a) 土浦宿舍 1 号棟

301	302	303	305	306	307	308	310
201	202	203	205	206	207	208	210
101	102	103	105	106	107	108	110

b) 土浦宿舍 2 号棟

301	302	303	305
201	202	203	205
101	102	103	105

c) 阿見宿舍 1 号棟

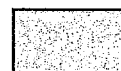
301	302	303	304	305	306	307	308
201	202	203	204	205	206	207	208
101	102	103	104	105	106	107	108

d) 阿見宿舍 2 号棟

501	502	503	504	505	506
401	402	403	404	405	406
301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106

e) 阿見宿舍 3 号棟

401	402	403	404
301	302	303	304
201	202	203	204
101	102	103	104



: 交換対象箇所